

大雨に伴う避難勧告について

平成 22 年 8 月 23 日

総務部

1 災害の発生

(1) 発生日

平成22年8月14日（土）

(2) 発生場所

盛岡市川目第10地割35地内（旧宇津野発電所の道路向かい付近）

(3) 災害状況

斜面の上端部にある宅地の法面の土砂の一部（高さ約6m、幅約4m）が、斜面下側にある作業小屋付近まで崩落した。なお、斜面付近の住宅などにはいずれも被害はない。

2 避難の勧告

(1) 盛岡市災害対策本部の設置日時

平成22年8月17日（火）午後6時

(2) 対象世帯

盛岡市川目第10地割35及び36地内 2世帯 7名（2名／世帯、5名／世帯）

(3) 経緯

8月14日午後5時55分に発令された大雨警報に伴い、同時に災害警戒本部を設置し、災害情報を収集していたところ、午後7時20分頃、宅地法面の崩壊が発生したとの通報があり、崩壊箇所には雨水の浸入を防ぐため、応急的にブルーシートで覆う措置がとられた。

以後、16、17日に断続的な降雨が続き、この影響により現場の状況が悪化していると認められたため、17日午後6時から災害対策本部において、現場の状況、降雨の状況及び見通しについて検討した結果、対象2世帯に対する避難勧告を行うことを決定し、午後7時すぎに対象世帯宅を直接訪問し避難を勧告した。

3 避難所の設置

避難勧告の決定に伴い、午後6時30分、宇津野公民館（川目第9地割）に担当職員2名を配置し避難所を設置した。

4 避難勧告後の措置

(1) 避難勧告後の状況

市の設置した避難所は、各対象世帯の事情により利用されなかった。

(2) 被害箇所の監視

8月17日の深夜から、巡回による監視を実施している。

・8月17日 午後9時、午後10時30分

・8月18日 午前0時、午前3時、午前8時 ※以降 朝夕2回実施

5 今後の対応

被災者の安全確保を図るために、被災場所の応急措置を速やかに講ずることとした。